

お客さま各位

香川県農業協同組合

貯金規定等改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび香川県農業協同組合では、別途ご案内しました未利用口座管理手数料の新設にあたり、貯金規定等を改定いたします。本規定は、改定後の2021年10月1日（金）以降新規に普通貯金・貯蓄貯金を開設されたお客さまから適用となります。

今後とも一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定日

2021年10月1日（金）

2. 対象となる規定

普通貯金規定、貯蓄貯金規定、総合口座取引規定、営農貯金規定、普通貯金無利息型（決済用）規定、総合口座（普通貯金無利息型）取引規定

3. 貯金規定等の改定

対象の規定について、下記の条項を新設いたします。

新設条項〈普通貯金規定の場合〉

20. （未利用口座管理手数料）

- (1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。
- (2) この貯金口座は、別途定める一定の期間、貯金者による所定の利用が無い場合には、未利用口座となります。
- (3) この貯金口座が未利用口座となった場合には、当組合はこの貯金口座から、払戻請求書等によらず、当組合の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、当組合は当該貯金残高の全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当のうえ、貯金者に通知をすることなく、当該未利用口座を解約することができるものとします。
- (4) 未利用口座管理手数料の引落しは、第14条第4項の貯金口座の利用には含まれないものとします。
- (5) 一旦引落しとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、返却いたしません。また、解約した貯金口座の再利用の求めには応じません。
- (6) 第3項による口座解約に伴い、貯金者に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

以上